

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和 6年 9月 11日

経済産業大臣 齋藤 健 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

株式会社 RUSH INNOVATION
代表取締役社長 富田 博充

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関する事業活動の目標

弊社は不動産業界の IT 化を推進し、人の介入を減らしてコストダウンを図るとともに慣習を見直し、契約締結までの時間短縮を目標としております。

2. 新規事業活動及びこれに関する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役割の開発または提供」に該当します。

弊社は、不動産賃貸において貸主と借主とが直接コミュニケーションを図ることができる場所としてのアプリサービス（以下「本サービス」といい、本サービスとして提供されるアプリを「本アプリ」という。）の提供を予定しており、これが適法な場合、本サービスにより提供される機能により貸主と借主とのコミュニケーションが容易となり、賃貸借契約における活性化ないし利便性の向上を見込んでおります。また、本サービスは、貸主と借主のいわゆるマッチングサービスとして継続的にご利用いただくことも想定しており、[REDACTED] タイムリーな取引の形成 [REDACTED] [REDACTED] が図られます。

【需要獲得見込み】

[REDACTED] 24
時間いつでも好きな時にコミュニケーションをとることができ、内見申込から入居まで最短2日が可能で特にお忙しい方の需要を見込んでおります。

3. 新規事業活動及びこれに関する事業活動の内容

(1) 事業主体

実施事業者：弊社

サービス利用者：弊社が提供する本サービスを利用する貸主および借主（利用者は個人及び法

[Redacted text block]

(3) 新事業活動を実施する場所
東京都港区に事務所を設置予定

(4) 事業補足
当初は東京 23 区内の賃貸物件掲載を予定しており、状況を把握しながら順次東京都以外の賃貸借物件のご案内もおこなっていく予定です。また、賃貸物件情報の掲載内容は宅地建物取引業法に沿った情報内容を考えており、人的確認はおこないませんが、登録時に AI にて自動判別し、NG ワード等の記載は不可とします。

[Redacted text block]

(5) 掲載補足

掲載は原則貸主がおこないますが、諸事情により掲載入力が困難な場合等には貸主から依頼を受け
入稿代行をおこなう場合がございます。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
2024年12月からの開始を計画

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

宅地建物取引業法（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 （省略）

二 宅地建物取引業 宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行うものをいう。

三 （省略）

四 （省略）

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

弊社による本サービスの提供が、宅地建物取引業法第2条第2号で定義される宅地建物取引業の「媒介をする行為」に該当しないことを確認したい。

<当社の考え>

上記 3. に記載のとおり、本サービスはサービス利用者に対して、本アプリを提供するに留まるものであり、

弊社が本サービスをととして契約締結に向けて働きかけるような関与は皆無である。

したがって、弊社による本サービスの提供行為は、「賃貸借の代理もしくは媒介する行為で業として行うもの」に該当しないと考える。

7. その他
特になし。